

「人材確保支援事業（高齢者の就労支援）」企画提案公募実施要領

石川県人材確保・定住推進機構（以下、「機構」という）では、「人材確保支援事業（高齢者の就労支援）」について、下記のとおり企画提案公募を行います。本事業の受託を希望する場合は、本要領に基づき、所定の応募書類を提出して下さい。

1 事業の目的

県内では少子・高齢化が進み、現役世代の働き手が少なくなる中、人手不足を訴える企業が多い状況が続いている。県内の人手不足を解消するためには、就職活動をしている高齢者のほか、非労働人口にある高齢者にも積極的に働きかけを行い、就業を促進する取り組みが必要である。

そのため、企業と高齢求職者が参加する合同企業説明会を開催するとともに、ミスマッチを解消するためのセミナーやインターンシップを開催し、地域における高齢者の就労促進に資する事業を幅広く実施する。

2 事業内容等

別途提示する仕様書のとおり

3 事業実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託事業費の上限額

6,500千円（消費税及び地方消費税含む）

5 企画提案公募参加資格

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人及び法人以外の団体
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること
- (3) 次の事項にいずれも該当しないこと
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ② 石川県から指名停止の措置を受けている者
 - ③ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は更生手続きを行っている者
 - ⑤ 役員（役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる行動を行う者
 - ⑥ 政治団体
 - ⑦ 宗教団体

6 応募書類

- (1) 「人材確保支援事業（高齢者の就労支援）」応募申込書（様式1）
- (2) 「人材確保支援事業（高齢者の就労支援）」企画提案書（様式2）

応募書類には、次の事項を記載すること。

- ・企業説明会、就職支援講座・仕事相談会、インターンシップ
 - ア 企業説明会、就職支援講座・仕事相談会の内容
 - ・企業説明会の実施方法、講座・相談会の具体的な内容
 - ・説明会、講座・相談会の具体的な開催予定箇所、回数
 - イ インターンシップの内容
 - ・インターンシップの具体的な実施方法
 - ・インターンシップの実施回数
 - ウ 高齢者の募集方法
 - ・具体的な募集方法（参加見込み人数とあわせて記載）
 - ・応募者の持つ強み
 - エ 参加企業の募集方法
 - ・参加企業の募集方法
 - ・想定される企業や職種
 - オ アピールしたい点等
 - ・独自のアイデア、工夫した点
 - ・類似事業の実績等
- (3) 「人材確保支援事業（高齢者の就労支援）」経費見積書（様式3）
なるべく具体的に記載すること。
- (4) その他、提案の内容を補足する書類（任意様式、A4用紙片面5枚以内）
提出は任意とする。提案内容を補足する資料があれば提出すること。
- (5) 応募資格等確認用書類
 - ① 定款又は寄附行為
 - ② 最新の決算（営業）報告書（1年分）
 - ③ パンフレット等会社の概要がわかるもの
- (6) 留意事項
 - ① 企画提案は1者につき1件とする。
 - ② 企画提案は（2）の全てについて提案することとする。
 - ③ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
 - ④ 書類の内容を提出後に変更することはできない。
 - ⑤ 提出された書類は返却しないものとする。
 - ⑥ 応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
 - ⑦ 再委託を必要とする場合は、企画書に理由及び範囲、予定金額を明記すること。
 - ⑧ 採択された企画提案書の著作権は機構に帰属するものとする。

7 応募の手続き及び選考方法

- (1) 問い合わせ先及び応募書類の提出先

〒920-0935 石川県金沢市石引4-17-1 石川県本多の森庁舎1階
石川県人材確保・定住推進機構 UIターンサポート石川
TEL：076-235-4538 FAX：076-235-4539
メールアドレス company@jobcafe-ishikawa.jp

(2) 応募の手続き

① 募集要項の配布

ア 日 時 令和8年4月21日（火）から5月8日（金）正午まで

イ 場 所 UIターンサポート石川ホームページ「イシカワノオト」からダウンロードすること⇒アドレス <http://ishikawa-note.jp/news/>

② 応募に関する質問

ア 受付期間 令和8年4月21日（火）から4月28日（火）まで

イ 質問様式

様式は自由であるが、以下の項目を明記すること。

・件名は「高齢者の就労支援の件」とすること。

・法人等の名称、部署名、担当者氏名、電話番号及びメールアドレス

ウ 送付方法

電子メールにより（1）の問い合わせ先まで送付すること。

※電話や来所等による質問は一切受け付けないものとする。

エ 回答方法

質問ごとに随時、質問者に対し、回答する。

なお、企画提案書の審査に係る質問には回答できない。

③ 応募書類の受付

ア 提出方法

電子メールにより（1）に記載のメールアドレスあて送付すること。

イ 提出期限

令和8年5月8日（金）17時まで

(3) 選考について

① 選考方法

ア 審査会において下記②の審査基準に基づいて審査を行い、予算の範囲内において優れた提案をした1社を受託候補者として選定するものとする。

イ 審査にあたっては、書類審査を実施する。

② 審査基準

ア 事業実施能力（高齢者への周知、企業募集・選定、実施体制、事業実績）

イ 事業実施内容（実施内容、実施方法・スケジュール、経費見積書）

③ 審査結果の通知

審査対象となった提案の応募者全員に審査結果を書面で通知する。

8 受託候補者選定後の手続き

(1) 契約手続き

① 機構は書類審査で選定した受託候補者から見積書を徴収し、機構が設定する予定価格の範囲内で随意契約を締結するものとする。

② 業務委託に係る仕様は受託候補者が提出した企画提案書等を基に確定する。

なお、事業の実施にあたり、機構と受託候補者との協議により、提案内容を一部変更したうえで業務委託仕様書を作成することがあるので留意すること。